

東通村奨学生を募集いたします

＜対象者＞

村内に在住する方の子弟で、高等学校・中等教育学校・特別支援学校・高等専門学校・専修学校・短期大学・大学・大学院及び海外の大学その他これに準ずる学校（留学含む）に在学中、または、平成30年4月に入学予定の方。

＜奨学金の額及び貸与期間＞

- （１）奨学金の月額、高等学校・中等教育学校・特別支援学校2万円以内、高等専門学校・専修学校3万円以内、短大・大学生等5万円以内、医科・歯科・獣医科大学等及び大学院は7万円以内
- （２）奨学金の貸与期間は、在学する学校の修業年限

＜奨学金の返還＞

卒業後1年間の返還猶予期間の後、奨学金を受けた期間の倍に相当する期間で返還する。なお、利子は無利子とする。

＜提出書類＞

- （１）奨学金貸与申請書（村教育委員会に用意してあります）
- （２）成績証明書（高等学校・高等専門学校等は中学校、大学等は高等学校の証明書）
※開封無効
- （３）合格通知書または入学証明書（在学証明書は4月中に提出）
- （４）戸籍全部事項証明書
- （５）平成29年度所得・課税証明書（世帯全員分・連帯保証人・保証人）

＜受付期間＞

平成30年3月5日（月）～平成30年3月30日（金）

＜問い合わせ先＞

教育委員会教育総務課教育総務グループ ☎27-2111（内線333）

就学援助のお知らせ

経済的理由により、小中学生の給食費や学用品の購入費用の支払いに困っている世帯や、特別支援学級へ就学する児童生徒がいる保護者に対して、経済的負担を軽減するため、学校教育に係る費用の一部を村が負担する制度があります。

○対 象： 生活保護世帯と同等程度の所得である世帯
住民税非課税世帯
児童扶養手当受給世帯
特別支援学級へ就学する児童生徒の保護者 等
（詳細は学校または教育委員会教育総務課におたずねください。）

○申 込 方 法： 4月1日以降、学校にある申請書に必要事項を記入の上、学校へ提出してください。

○問い合わせ： 学校または教育総務課教育総務グループ ☎27-2111（内線333）